

## 事業者の取組みについて

### 1 共同調査（風況調査・海域調査）の実施について

- 再エネ海域利用法による協議会（法定協議会）が設置される区域においては、経産省及び国交省が風況や海域の各種調査を行うこととなるが、事業者は、より詳細なデータを収集し事業性を判断するため、なるべく早く独自に各種調査を行いたい意向が強い。
- ただし、多数の事業者がそれぞれ調査を行うと混乱を来すため、調査実施に当たっては共同で実施していただくよう県から要請し、事業者間の調整の結果 30 社による共同調査が実施されている。

#### （1）風況調査

- ①場 所 ・ 遊佐町沖想定海域の沿岸（北側、南側計 2 箇所）  
⇒ R 4. 2 月から 2 箇所追加予定
- ②日 程 ・ 観測塔設置、観測開始 R 2. 9 月～R 4. 8 月（2 年間）  
⇒ R 4. 2 月から R 5. 4 月まで追加調査予定
- ③方法等 ・ 風況観測塔及びドップラーライダーによる風況観測

#### （2）海域調査

- ①場 所 ・ 遊佐町沖想定海域内
- ②日 程 ・ 各種調査（下記のとおり） R 2. 6 月下旬～9 月上旬
- ③方法等 ・ 音波探査（R 2. 6 月下旬～7 月上旬）  
・ ボーリング調査（R 2. 6 月下旬～9 月上旬）（6 箇所）  
・ 海底微動アレイ調査（R 2. 7 月下旬～8 月中旬）（10 箇所）

【風況調査】



< 風況観測塔 >

【海域調査】



< ボーリング調査 >

## 2 環境アセスメントの実施について

- ・ 環境アセスメントは、事業者に対して、自主的環境配慮を促す制度。
- ・ 手続きは、通常3～4年の期間がかかることから、事業者は、法定協議会が設置される前から、予め一定の段階まで進めておきたい意向が強い。
- ・ ただし、多数の事業者がそれぞれ手続きを行うと地元で混乱を来し、住民の負担も増加するため、集約化の協力を県と町から依頼し、事業者間の調整が図られている。

### (1) 手続きの進捗状況

事業者名		配慮書	方法書
		公告縦覧期間	公告縦覧期間
1	中部電力株式会社	R2.7.1～7.31	未定
2	日本風力開発株式会社		R3.9.15～10.15
3	コスモエコパワー株式会社／加藤総業株式会社		共同実施※ R3.12.27～R4.2.4
4	石油資源開発株式会社／九電みらいエナジー株式会社	R2.8.3～9.2	
5	インベナジー・ウィンド合同会社	R2.10.28～11.27	
6	住友商事株式会社		
7	SB エナジー株式会社		
8	丸紅株式会社／関西電力株式会社	R3.1.15～2.15	
9	東京電力リニューアブルパワー株式会社	R3.6.1～6.30	未定

※他に RWE Renewables Japan 合同会社、株式会社 INFLUX、JR 東日本エネルギー開発株式会社、株式会社 JERA、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、電源開発株式会社、東北電力株式会社、三井不動産株式会社、三菱商事エナジーソリューションズ株式会社、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、株式会社レノバ（計 11 社）も参画

### (2) 事業者による住民説明会（予定）

○上記共同実施コンソーシアムによる住民説明会が以下のとおり予定されている。

- ・ 遊佐町会場：令和4年1月15日（土） 遊佐町生涯学習センター
- ・ 酒田市会場：令和4年1月16日（日） ホテルリッチ&ガーデン酒田

## <参考> 環境アセスメントの大まかな流れ

